車体の形状	構造要件		留意事項
採血車	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関		・安全な血液製剤の安全は全体の変化等に関
	定により業として行う採血の許可を得た者		定供給の確保等に関 する法律 (平成 14
	規定による病院又は診療所の開設の許可を		9 G 伝作 (平成 14 年法律第 96 号) 第
	ら献血等の採血を行うために使用する自動	•	13 条(業として行
	次の各号に掲げる構造上の要件を満足して	いるものをい	う採血の許可)
	j.		<ul> <li>医療法(昭和 23 年</li> </ul>
	1 採血に必要な器材及び採血した血液を	保存する収納	法律第 205 号) 第 7
	容器を格納する設備を有すること。		条、第8条
	2 採血用の寝台又は椅子を有しており、		・採血用の寝台及び橋
	業を行うに必要な空間を有していること。		子は乗車定員を算定
	3 2の設備には、適当な室内照明灯を有る	, 0	しないものとする。
	4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が	, , , , , , , , ,	・日本赤十字社が使用
	右側面以外の面に1ヶ所以上設けられて	おり、かつ、	者となる場合にあっては、その者が使用
	通路と連結されていること。	t. I.I (	者となることを委任
	ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ		状等の書面により確
	1,600mm (イの規定において通路の		認を行うものとす
	1,200mmとすることができる場合は、1	,200mm) 以上	る。
	あること。		・日本赤十字社以外カ
	イ 乗降口から2の設備に至るための通		使用者となる場合に
	300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm (		あっては、当該自重
	る1及び2の設備の端部と乗降口との		車の使用者が安全な
	向の最遠距離が2m未満である場合は	I, 200mm)	血液製剤の安定供給のなり
	以上あること。	ナ切さって	の確保等に関する法 律の規定により業と
	ウ 空車状態において床面の高さが450m		して行う採血の許可
	降口には、一段の高さが400mm(最下野っては、450mm)以下の踏段を有する		を得た者又は医療法
		アスは暗古を	の規定による病院又
	備えること。 この場合における踏台は、走行中の:	に新なた トル	は診療所の開設の評
	移動することがないよう所定の格納場		可を得た者であるこ
		別に傩夫に収	とを証する書面の写
	納できる構造であること。	1 た ナ の で た	しの提出を求めるも
	エーウの踏段又は踏台は、滑り止めを施	したものであ	のとする。なお、当
	ること。	フトミル亜胺	該自動車の所有者が
	オーウの乗降口には、安全な乗降ができ	るよりに莱降	採血車として道路選送車両法第 71 条に
	用取手及び照明灯を有すること。		送単岡伝第 71 条に 規定する予備検査を
			受ける場合において
			は、交付申請時に当
			該書面の写し(日本
			赤十字社が使用者と
			なる場合にあって
			は、委任状等)の携
			出を求め確認を行う
			ものとする。
	<u> </u>		